

東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙



投票日

7月7日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

前回(令和2年7月5日執行)東京都知事選挙の投票率

56.93%

前回(令和3年7月4日執行)東京都議会議員選挙の投票率

43.89%



区ホームページ

投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成18年7月8日以前に生まれた方
- ②江東区の選挙人名簿に登録されている方
(江東区に住民登録の届け出をした日から令和6年6月27日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	江東区内で住所を異動した方	投票所
6月3日以前に転居届を出した方		新住所地
6月4日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	江東区に転入した方	投票できる自治体
3月27日以前に転入届を出した方※1		江東区
3月28日以降に都内から転入届を出した方		前の区市町村※2
3月28日以降に都外から転入届を出した方		投票できません

転出	江東区から転出した方	江東区での投票の可否
3月6日以前に都内に転出した方		江東区では投票できません※1
3月7日以降に都内に転出した方		江東区で投票できます※2
江東区から都外に転出した方		投票できません

※1 ただし、3月20～27日に転入した方および2月21日～3月6日に転出した方は、投票できる期間が限られます。詳細はお問い合わせください。

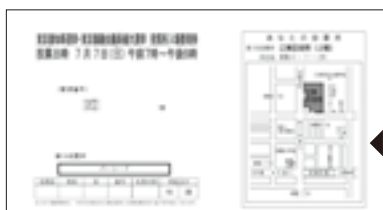
※2 投票するには、投票する自治体の選挙人名簿に登録されていることが必要です。当日投票・期日前投票には新住所地で発行する「住民票の写し」(選挙用は手数料無料)か新住所記載の免許証またはマイナンバーカードがあるとスムーズに投票ができます。

投票所入場整理券(住民票の世帯ごとにまとめて郵送します)

- 投票所入場整理券は6月20日(木)頃までに郵送します。お手元に届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。その場合は投票所(期日前投票所)で係員にお申し出ください。
- 投票日当日の7月7日(日)は入場整理券の表面に記載された投票所以外では投票できません。封筒を速やかに開封していただき、ご自身の投票所をご確認ください。



▲「投票所入場整理券」封筒



▲「投票所入場整理券」表面

誤って、家族の入場整理券をお持ちにならないようご注意ください。
なお、この地図は、7月7日(日)投票日当日にお越しになる場合の投票所です。



▲「投票所入場整理券」裏面

期日前投票にお越しの場合は、裏面(宣誓書兼請求書欄)への記入が必要になります。自宅等で事前にご記入のうえお持ちいただくとスムーズに受付ができます。

視覚に障害のある方に点字版・音声版のお知らせ等を郵送します

視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。皆様のご近所、お知り合いに該当する方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

選挙公報をポスティングにより配布します

選挙公報は、東京都知事選挙が告示日翌日の6月21日(金)、東京都議会議員補欠選挙が告示日の6月28日(金)の午後6時以降に確定します。その後に東京都選挙管理委員会が印刷を行うため、期日前投票が開始されてからしばらくの間はお手元に届けられません。ご理解の程、よろしくお願いします。

東京都知事選挙の選挙公報は6月28日(金)までに、東京都議会議員補欠選挙の選挙公報は7月4日(木)までに配布予定です。なお、選挙公報は江東区選挙管理委員会のホームページからもご覧になれます。また、期日前投票所や区内公共施設・区内各駅にも設置予定ですので、ご利用ください。

投票所でのお願い

- 混雑緩和のため、一時的に入場を制限させていただく場合があります。
- 投票所内での携帯電話・スマートフォンの使用、カメラ等での撮影は禁止しています。
- 投票の秘密や秩序の保持に必要と判断した場合、入場を制限する場合があります。
- ご自身の筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、油性ボールペン)を持参して投票することもできます。



詳細は
区ホームページを
ご覧ください